

調達件名：行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務

意見の総数 27

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答	修正結果
1	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書(案)	15	4	(2)	イ		以下修正希望案への変更をご検討下さい。 <原案> 受注者におけるプロジェクトマネージャーは、情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又は技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))の資格を有すること。 <修正希望案> 受注者におけるプロジェクトマネージャーは、情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又は技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))資格を有すること、又はプロジェクトマネジメント協会(PMI)のプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)試験の合格者であること。	同節アの記述「EVMによる進捗管理に精通し、経験を有すること。また、プロジェクトマネージャについても、同様の条件とする。」について、情報処理技術者試験の資格者に限定される知見ではなく、PMPにおいても同様の知識を獲得し精通する情報であるため、変更をご検討願うたく存じます。	了解しました。	受注者におけるプロジェクトマネージャーは、情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又は技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))資格を有すること、又はプロジェクトマネジメント協会(PMI)のプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)試験の合格者であること。
2	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書(案)	15	4	(3)	イ		<原案> 設計・開発を行う担当者には、情報処理技術者試験及びその他の試験のうち、次に掲げる試験区分の合格者を1名以上必要な人数含むこと。なお、同一人が全ての試験区分に合格していることを求めるものではない。 (ア) データベーススペシャリスト試験 (イ) ネットワークスペシャリスト試験 <修正希望案> 要件削除	データベースおよびネットワークの設計・開発を行なう担当者は、クラウド等の実装を行なう上で必ずしも情報処理技術者試験を有している必要はなく、実装経験が豊富であることが重要であると考えため、該当要件の削除をご検討を願うたく存じます。	問題なくガバメントクラウドの実装を実現できる技術者をアサインすることを条件に、削除致します。	削除
3	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書(案)	10	3	(7)	ア	1	定例会の開催頻度は「週2回」でなく「週1回程度」に見直された。	「業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること」とありますが、報告対象期間が3~4日となり、定例会の開催頻度として現実的でないと考えます。	「必要に応じ週1~2回」とします。	受注者は、定例会を必要に応じ週1~2回開催するとともに、
4	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書(案)	15	4	(3)	イ	(ア)	作業要員に求める資格等の要件について、「データベーススペシャリスト試験」は削除された。	本件のシステム構成及び作業内容に鑑み、求める資格としては過剰であり、見積金額増加の要因になると考えます。	項2と同じ。	-
5	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書(案)	15	4	(3)	イ	(イ)	作業要員に求める資格等の要件について、「ネットワークスペシャリスト試験」は削除された。	本件のシステム構成及び作業内容に鑑み、求める資格としては過剰であり、見積金額増加の要因になると考えます。	項2と同じ。	-
6	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書(案)	19	6	(2)	ア	-	契約不適合責任における責任担保期間を具体的に明示されたい(1年間等)。	期間が明示されない場合、受託リスクが無限大となり、見積もりの算出が困難となります。	改正民法記載の通りとします。契約書には以下の記載が入ります。(仕様書には入りません) (契約不適合) 第18条 1 甲は、乙に対し、成果物が本契約の内容に適合しないものであるとき(ただし、甲が本契約の内容に適合しないことを本契約締結前に認識している場合を除く)は、成果物の補修による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。 2 前項に規定する場合において、甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。 3 第1項に規定する場合において、甲は、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができる。	修正なし
7	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書(案)	20	7	(2)	イ	-	「入札を希望する者は、国の事業において、HP構築業務(要件定義・設計・構築・運用工程)の実績を過去5年以内に有すること(1件以上)。但し、再委託先として関わっていたとしても可とする。」は削除あるいは加算点扱いとされたい。	新規事業者にとって参入障壁となるため。	一部修正します。	入札を希望する者は、HP構築業務(要件定義・設計・構築・運用工程)の実績を過去5年以内に有すること(1件以上)。但し、再委託先として関わっていたとしても可とする。
8	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書(案)	20	7	(2)	ウ	-	「入札を希望する者は、国の事業において、構築工数150人月以上かつ構築期間12か月以上のシステム構築実績を過去5年以内に有すること(1件以上)。再委託先として関わっていたとしても可とするが、その場合であっても150人月、構築期間12か月以上の再委託内容であること。」は削除あるいは加算点扱いとされたい。	新規事業者にとって参入障壁となるため。	削除ではなく、緩和と致します。	入札を希望する者は、国または地方自治体の事業において、構築工数50人月以上かつ構築期間12か月以上のシステム構築実績を過去5年以内に有すること(1件以上)。再委託先として関わっていたとしても可とするが、その場合であっても50人月、構築期間12か月以上の再委託内容であること。
9	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」機能要件定義書	14	5	(1)	-	-	「No.1/人事情報連携/バッチ(日次)」は削除されたい。	本システムは業務の特性上、システムを利用するときに備りがあると理解しています。その観点から、GIMと日次で連携する仕様は非効率であり過剰な要件と考えます。	了解いたしました。	人事情報連携/バッチ連携するタイミングは別途検討。

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答	修正結果
10	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書(案)	11	3 作業の実施内容	(8) 情報資産標準管理シートの提出	ウ	1	「(イ)ハードウェアの管理情報システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等」の記載は削除いただけますようお願い申し上げます。	ガバメントクラウド及びクラウドサービスについては、ハードウェアなどの情報を公開していないことが一般的です。クラウド前提では不適切な内容となりますため、削除願います。	仕様書記載の通り、「必要に応じ、設計・開発実施要領において定める時期に、提出すること」とありますので、特段問題ないと考えます。	修正なし
11	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書(案)	11	3 作業の実施内容	(8) 情報資産標準管理シートの提出	ウ	1	「(カ)施設の管理情報システムを構成するハードウェア等が設置され、又は情報システムの運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等」の記載は削除いただけますようお願い申し上げます。	ガバメントクラウド及びクラウドサービスについては、セキュリティの観点等からデータセンターの所在地を公開していないことが一般的です。そのため、本記載を削除願います。	仕様書記載の通り、「必要に応じ、設計・開発実施要領において定める時期に、提出すること」とありますので、特段問題ないと考えます。	修正なし
12	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」機能要件定義書	4	1 機能に関する事項	(1) 機能一覧	表 1 システム機能一覧 No.5	1	No.5の「なお、事業番号は複数年に渡る事業であっても、毎年、事業番号が変わるようなことはせず、永久不変の番号を付与する(事業番号の不変性)。」という要件を「なお、事業番号は複数年に渡る事業であっても、毎年、事業番号が変わるようなことはせず、永久不変の番号を付与する、もしくは複数年にわたる事業に関わる複数レコードが同一事業であることをわかるように登録する。」と変更いただけませんかでしょうか。	複数年にわたる事業をレコードを分けて登録する場合、別のレコードとして登録されて別の採番がされるため、親子レコードにするなど実装で同一の事業として認識するようなご提案の可能性があるため、よりシステム全体として最適化したご提案をさせていただきたくために要件の変更をご検討をお願い申し上げます。	幅広いご提案を頂けるよう、修正致します。	なお、事業番号は複数年に渡る事業であっても、毎年、事業番号が変わるようなことはせず、永久不変の番号を付与する、もしくは同一事業であることがわかるよう、工夫された番号で管理すること。
13	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」機能要件定義書	11	3 帳票に関する事項	(2) 帳票設計ポリシー		1	「CSV形式で出力される帳票の特定のフィールドに、必ず見出しを付けること。」という要件につきまして以下のように緩和いただけますようお願い申し上げます。 「CSV形式の帳票の特定のフィールドに、必ず見出しを付けること。」	例えばExcel形式で出力してCSV形式に変換したのちに見出しをつけるなど、出力方式に選択肢をもたせることでSaaSのご提案等、よりシステム全体として最適化したご提案をさせていただきたく、要件の変更をご検討をお願い申し上げます。	了解いたしました。	CSV形式の帳票の特定のフィールドに、必ず見出しを付けること。
14	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	7	3 規模に関する事項	(1) 機器数及び設置場所		4	「(1) 機器数及び設置場所 仕様と性能を満たす最適な構成で提案すること。ガバメントクラウドの利用を想定しているが、他のクラウドサービスを利用する場合は、理由を説明すること。」について以下の記載を追加をご検討いただけますようお願い申し上げます。 <記載案> (1) 機器数及び設置場所 仕様と性能を満たす最適な構成で提案すること。ガバメントクラウドの利用を想定しているが、他のクラウドサービスを利用する場合は、理由を説明すること。なお、SaaSを提案する場合、SaaSに適さない要件については対象外とする。	ガバメントクラウド指定ではございますが、SaaSを活用することにより、構築期間の短縮化や運用工数の削減等のメリットがある場合もございますため、より最適なご提案をさせていただきたく、ご検討をお願い申し上げます。	SaaSでご提案頂く場合であっても、仕様書記載の条件は満たして頂きます。	修正無し
15	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	9	4 性能に関する事項	(1) 応答時間	表 9 応答時間一覧 No.1	1	No.1の目標値1秒以内を3秒以内に緩和いただけませんかでしょうか。	静的画面描写レスポンスが1秒以内という要件は厳しい可能性がございます。一般的には3秒以内等の要件が多いと考えますため要件の緩和をご検討をお願い申し上げます。	目標値は1秒以内といたします。	修正無し (ただしネットワークの状況並びに、仕様端末の状況による影響は除く)
16	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	9	4 性能に関する事項	(1) 応答時間	表 9 応答時間一覧 No.2	1	No.2の目標値2秒以内を5秒以内に緩和いただけませんかでしょうか。	動的画面描写レスポンスが2秒以内という要件は厳しい可能性がございます。一般的には5秒以内等の要件が多いと考えますため要件の緩和をご検討をお願い申し上げます。	目標値は2秒以内といたします。	修正無し (ただしネットワークの状況並びに、仕様端末の状況による影響は除く)
17	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	9	5 信頼性に関する事項	(1) 可用性要件		4	「APサーバやDBサーバはクラスタ構成やガバメントクラウドのマネージドサービスを利用し、負荷分散や障害発生時のフェイルオーバーを実施し、可能な限りシステムの可用性を保つこと。」について、高可用性を担保する上でPaaSのご活用も検討いただきたく、下記の記載案をご検討願います。 <記載案> APサーバやDBサーバはクラスタ構成やガバメントクラウドのマネージドサービスを利用し、負荷分散や障害発生時のフェイルオーバーを実施し、可能な限りPaaSを活用してシステムの可用性を保つこと。	クラウドサービスのメリットを享受できるよう、ガバメントクラウドでは可能な限りPaaSの活用を推奨しております。そのため、優先的にPaaSへの構築を検討するような記載のご検討をお願い申し上げます。	仕様とはしませんが、提案書にてご提案頂ければ内容について評価させていただきます。	修正無し
18	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	11	10 情報セキュリティに関する事項	(1) 情報セキュリティ対策要件		4	以下の記載を追加いただけますようお願い申し上げます。 <記載追加案> (1) 情報セキュリティ対策要件 情報セキュリティ対策の実装については、基本的に採用したクラウドサービスで提供されているセキュリティサービスを利用する事。	セキュリティサービスにおいてもクラウドベンダーが提供するセキュリティサービスを利用することにより、サポート窓口の一本化、インシデント対応の迅速化、ポータル操作の統一等メリットがございます。	追記します。	ガバメントクラウドを利用する場合においては、利用するクラウドのリファレンスアーキテクチャに準拠したセキュリティ対策を行うこと。
19	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	11	10 情報セキュリティに関する事項	(1) 情報セキュリティ対策要件		2	(1) 情報セキュリティ対策要件について、以下の対策を追加検討をお願い申し上げます。 <項目追加案> 7 クラウドセキュリティポスチャ管理(CSPM) クラウドセキュリティポスチャ管理(CSPM)を実装し、セキュリティベンチマークと比較したマルチクラウド環境全体の脆弱性の識別や各種コンプライアンス要件への適合状況のチェックなど、クラウドセキュリティおけるリスクを可視化し各種推奨対処事項について確認できること。	クラウドサービスの利用に最適化したセキュリティ対策の実装が必要と考え、要件の追加をご検討いただけますようお願い申し上げます。	仕様とはしませんが、提案書にてご提案頂ければ内容について評価させていただきます。	修正無し

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答	修正結果
20	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	12	11	情報システム稼働環境に関する事項	(2) システム環境	4	「(2) システム環境 本システムはガバメントクラウドで提供されるクラウドサービス、リソース、マネージドサービスを利用して構築する。」について、以下の記載をご検討願います。 <記載案> (2) システム環境 本システムはガバメントクラウドで提供されるクラウドサービス、リソース、マネージドサービスを利用して構築する。なお、SaaSを提案する場合、SaaSに適さない要件については対象外とする。	ガバメントクラウド指定ではございますが、SaaSを活用することにより、構築期間の短縮化や運用工数の削減等のメリットがある場合もございますため、より最適なご提案をさせていただくために記載変更のご検討をお願い申し上げます。	SaaSでご提案頂く場合であっても、仕様書記載の条件は満たして頂きます。	修正無し
21	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	15	16	運用に関する事項		1	「本システムで管理するデータのバックアップは、毎日行い、30世代分保管すること。（なお、本バックアップ運用はガバメントクラウドが提供するサービスで実現する想定）」について以下の記載に変更いただけますようご検討お願い申し上げます。 <記載案> 本システムで管理するデータのバックアップは、毎日行い、30世代分保管すること。（なお、本バックアップ運用はガバメントクラウドが提供するサービスで実現する想定）ただし、PaaSなどバックアップサービスが組み込まれているものについては、バックアップ周期及び保管期間はこの限りではない。	採用するクラウドサービスによってはバックアップがサービスに組み込まれている場合があり、バックアップ周期及び保管できる世代数が任意に指定できない場合がございます。ご提案の幅を狭めるものとなりますため、PaaS等もご提案ができる記載に変更をご検討いただけますようお願い申し上げます。	1営業日前の状態には戻す必要があると考えております為、記載のままと致します。	修正無し
22	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書（案）	10	3	(7)	ア	1	定例会の開催頻度は「週2回」でなく「週1回程度」に見直されたい。	週5日開庁日に合わせて2回の定例会は工程によっては報告内容が前回の会議と変わらない可能性があり、工程によって柔軟な対応ができるように週1回を最低限として、柔軟な対応をこなう事が望ましいと考えます。	項番3と同じ。	-
23	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書（案）	15	4	(3)	イ	(イ)	作業要員に求める資格等の要件について、「ネットワークスペシャリスト試験」は削除されたい。	本件のシステム構成及び作業内容に鑑み、求める資格としては過剰であり、見積金額増加の要因になると考えます。	項番2と同じ。	-
24	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書（案）	19	6	(2)	ア	-	契約不適合責任における責任担保期間を1年間程度に限定していただきたい。	アプリケーション保守が別調達で予定されているため、2年目以降については瑕疵と保守の境目があいまいな事象も予想されることや、期間の定めがない場合には不必要なコストを計上する必要がある事から1年間程度とすることが全体としてコスト削減効果が高いと考えます。	項番6と同じ。	-
25	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書（案）	20	7	(2)	イ	-	「入札を希望する者は、国の事業において、HP構築業務（要件定義・設計・構築・運用工程）の実績を過去5年以内に有すること（1件以上）。但し、再委託先として関わっていたとしても可とする。」は削除あるいは加算点扱いとされたい。	新規事業者にとって参入障壁となるため。	項番7と同じ。	-
26	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書（案）	20	7	(2)	ウ	-	「入札を希望する者は、国の事業において、構築工数150人月以上かつ構築期間12カ月以上のシステム構築実績を過去5年以内に有すること（1件以上）。再委託先として関わっていたとしても可とするが、その場合であっても150人月、構築期間12カ月以上の再委託内容であること。」は削除あるいは加算点扱いとされたい。	新規事業者にとって参入障壁となるため。	項番8と同じ。	-
27	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」機能要件定義書	14	5	(1)	-	-	「No.1 / 人事情報連携 / バッチ（日次）」は削除されたい。	各組織における固有の情報などの付与が必要であると想定しています。利用者については、各組織の事務局等において登録する形がよいのではないかと考えます。	項番9と同じ。	-

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
[1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他]
2. 意見及び理由は、明確かつ簡潔に記載すること。
3. 本様式の変更は行わないこと。
4. 電子媒体（C D-R等）も併せて提出のこと。

調達件名：行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務

質問等の総数 15

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書(案)	7	1	(1)	ア	1	表1において、時期「5年～10年後」、府省庁職員・レビュー推進T・保存期間経過後のRS等の廃棄処理を実施する。」と記載がありますが、RSシステム上のデータ保持期間も「5年～10年後」との理解でよろしいでしょうか。	必要なりソース量を特定するため。	事業所管部局の判断で消去するケースがあり、消去機能は必要となりますが、大部分のRSは保存期間が経過したとしても、消去されず、残されるものと考えております。
2	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書(案)	7	1	(1)	ウ	1	「ガバメントクラウド上で稼働することを想定」と記載がありますが、ガバメントクラウドの利用は必須でしょうか。あるいは想定であり、ガバメントクラウド以外での提案は可能でしょうか。	提案にあたり活用可能な製品/サービスを確認するため。	ガバメントクラウド以外のご提案も可能ですが、2.2の府省庁が使うシステムであり、ガバメントクラウド上での構築が望ましいと考えております。
3	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」機能要件定義書	11	3	(2)	-	1	「帳票上に表示する日付項目は、西暦・和暦を見直し、統一化すること。」とありますが、西暦に統一されていれば、必ずしも和暦を表示・出力できる必要はないとの理解に相違ないでしょうか。	工数見積にあたり、必要な作業を確認するため。	西暦で表示・管理する想定です。
4	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	4	1	(1)	-	1	利用者の所属「事業所管部局(原課)」とは、各省庁(本省)の事業所管部局(原課)との理解でよろしいでしょうか。また、これらには地方支分部局及び施設等機関や独法等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	必要なりソース量を特定するため。	各省庁(本省)の事業所管部局(原課)との理解でよいです。頂いたご質問から内部確認したところ、地方支分部局、施設等機関、独法等、GIMA外の関係者がRS等を記載するケースも存在するようです。現段階ではエクセルベースでやりとりを行い、省内の人間がデータをアップロードする等の対応を考えております。
5	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	12	11	(2)	-	1	本番環境、検証環境及び開発環境のいずれも「ガバメントクラウド」上に構築する想定と理解いたしました。RSシステムにて利用する「クラウドサービス」「リソース」「マネージドサービス」はすべて提供を受けることができ、本調達における受託者の手配範囲外との理解でよろしいでしょうか。	必要なりソース量を特定するため。	一部訂正いたします。ガバメントクラウドにおいては、開発環境としての利用は不可、であることが明らかにされました。開発環境は、ベンダ側で準備(ベンダ資産)することとします。また、本番環境、検証環境においては、ガバメントクラウドが提供する「クラウドサービス」「リソース」「マネージドサービス」は提供可能ですが、利用を想定している構成及びサービス料金については試算した上で、提案書に記載願います(評価項目と致します)。
6	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	12	11	(2)	-	1	上記の場合、より効果的なRSシステムを構築する観点から、「ガバメントクラウド」では提供されないサービスや製品を採用することは許容されるでしょうか。その場合、「開発期間」「本番運用開始後」のそれぞれにおいて、当該サービスや製品の手配及び費用負担は発注者あるいは受託者のどちらになりますでしょうか。	必要なりソース量を特定するため。	ガバメントクラウドとして提供されないサービスは、利用不可とお考え下さい。製品を導入するのは可能ですが、当然ながら、本番環境、検証環境における費用は入札価格に含めてください。開発環境の扱いについては、上記の通り、ベンダ側で準備(ベンダ資産)といたします。
7	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	13	12	(1)	-	1	テストの種類に「プロトタイプレビュー」とありますが、プロトタイプを利用した開発は必須でしょうか。	調達仕様書には記載がないことから、必要な作業を確認するため。	必須とします。
8	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	13	12	(1)	-	1	総合テストのテストデータに「移行後データ」とありますが、疑似データ(テストシナリオに応じたテストデータ)ではなく、移行後データ(本番データ)を利用する理由についてご教示ください。	総合テストにおいて本番データを利用する趣旨を確認するため。	受託者側におけるデータ移行の正確性の確認、また、データを作成する手間を省く為にも、既に公開されているRS等のデータをお使い頂ければと考えております。(ただし、特定のプログラムの動作確認を行う等の為に疑似データを用いることを妨げるものではありません)。

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
9	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書（案）	7	1	(1)	ア	1	表1において、時期「5年～10年後」、府省庁職員・レビュー推進T「保存期間経過後のRS等の廃棄処理を実施する。」と記載がありますが、RSシステム上のデータ保持期間も「5年～10年後」との理解でよろしいでしょうか。また、5年から10年の幅については、各データにおいて個別に定義されている物でしょうか。	必要なりソース量を特定するため。	項番1と同じ。
10	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」にかかる調達仕様書（案）	7	1	(1)	ウ	1	「ガバメントクラウド上で稼働することを想定」と記載がありますが、ガバメントクラウドの利用は必須でしょうか。あるいは想定であり、ガバメントクラウド以外での提案は可能でしょうか。ガバメントクラウドが必須の場合、選定するクラウド事業者とサービスについて制限はございますでしょうか？	提案にあたり活用可能な製品/サービスを確認するため。	項番2と同じ。 なお、選定するクラウドに制限はありません。
11	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」機能要件定義書	11	3	(2)	-	1	「帳票上に表示する日付項目は、西暦・和暦を見直し、統一化すること。」とありますが、西暦に統一されていれば、必ずしも和暦を表示・出力できる必要はないとの理解に相違ないでしょうか。	工数見積にあたり、必要な作業を確認するため。	項番3と同じ。
12	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	4	1	(1)	-	1	利用者の所属「事業所管部局（原課）」とは、各省庁（本省）の事業所管部局（原課）との理解でよろしいでしょうか。また、これらには地方支分部局及び施設等機関や独法等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	必要なりソース量を特定するため。	項番4と同じ。
13	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	12	11	(2)	-	1	上記の場合、より効果的なRSシステムを構築する観点から、「ガバメントクラウド」では提供されないサービスや製品を採用することは許容されるでしょうか。その場合、「開発期間」「本番運用開始後」のそれぞれにおいて、当該サービスや製品の手配及び費用負担は発注者あるいは受託者のどちらになりますでしょうか。	必要なりソース量を特定するため。	項番6と同じ。
14	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	13	12	(1)	-	1	テストの種類に「プロトタイプレビュー」とありますが、プロトタイプを利用した開発は必須でしょうか。	必要な作業を確認するため。	項番7と同じ。
15	「行政事業レビューシートシステムの整備に係る設計・開発業務」非機能要件定義書	13	12	(1)	-	1	総合テストのテストデータに「移行後データ」とありますが、疑似データ（テストシナリオに応じたテストデータ）ではなく、移行後データ（本番データ）を利用する理由についてご教示ください。	総合テストの試験内容を検討する際に、本番データを前提とした場合に必要となるテスト項目が不足する可能性がある為。	項番8と同じ。

- 注) 1. 種別欄には、質問の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 調達仕様書案に対する質問等 2. その他]
 2. 質問等及び理由は、明確かつ簡潔に記載すること。
 3. 本様式の変更は、行わないこと。
 4. 電子媒体（C D-R等）も併せて提出のこと。